

1. 策定の背景及び目的

(1) 策定の背景と目的

花巻市は、岩手県のほぼ中央に位置し、県庁所在地で中核市でもある盛岡市にも近接しています。また、内陸部と沿岸部をつなぐ街道が通る地域であるとともに、東北有数の温泉地を有しているため、古くから人や物資の交易が盛んに行われてきました。

さらに、県内唯一のいわて花巻空港、東北自動車道・釜石自動車道の4つのインターチェンジ、東北新幹線新花巻駅などが整備され、県内の高速交通の要衝となっています。一方、農業基盤の整備が進んでおり、良好な農業地域としても発展してきました。

花巻地域での昭和23年からの戦災復興都市計画に基づく戦災復興土地区画整理事業をはじめ、その後の土地区画整理や生活基盤整備などにより、市街地は郊外へ大きく拡大していきました。人口の増加に伴い経済活動も拡大し、それに伴う市税の増収等により、公共サービスの提供等の行政運営が支えられてきました。

しかし、昭和50年以降は、経済活動を担う生産年齢人口（15歳～64歳）が減少し、65歳以上の老年人口の増加や年少人口の減少による少子高齢化が進み、人口は平成12年をピークに減少に転じています。

市内の人口が減少する中、これまで拡大してきた市街地の低密度化が進んでいます。また、近年のモータリゼーションの進展による商業施設等の郊外立地が進み、既成市街地の空洞化が顕著になってきています。

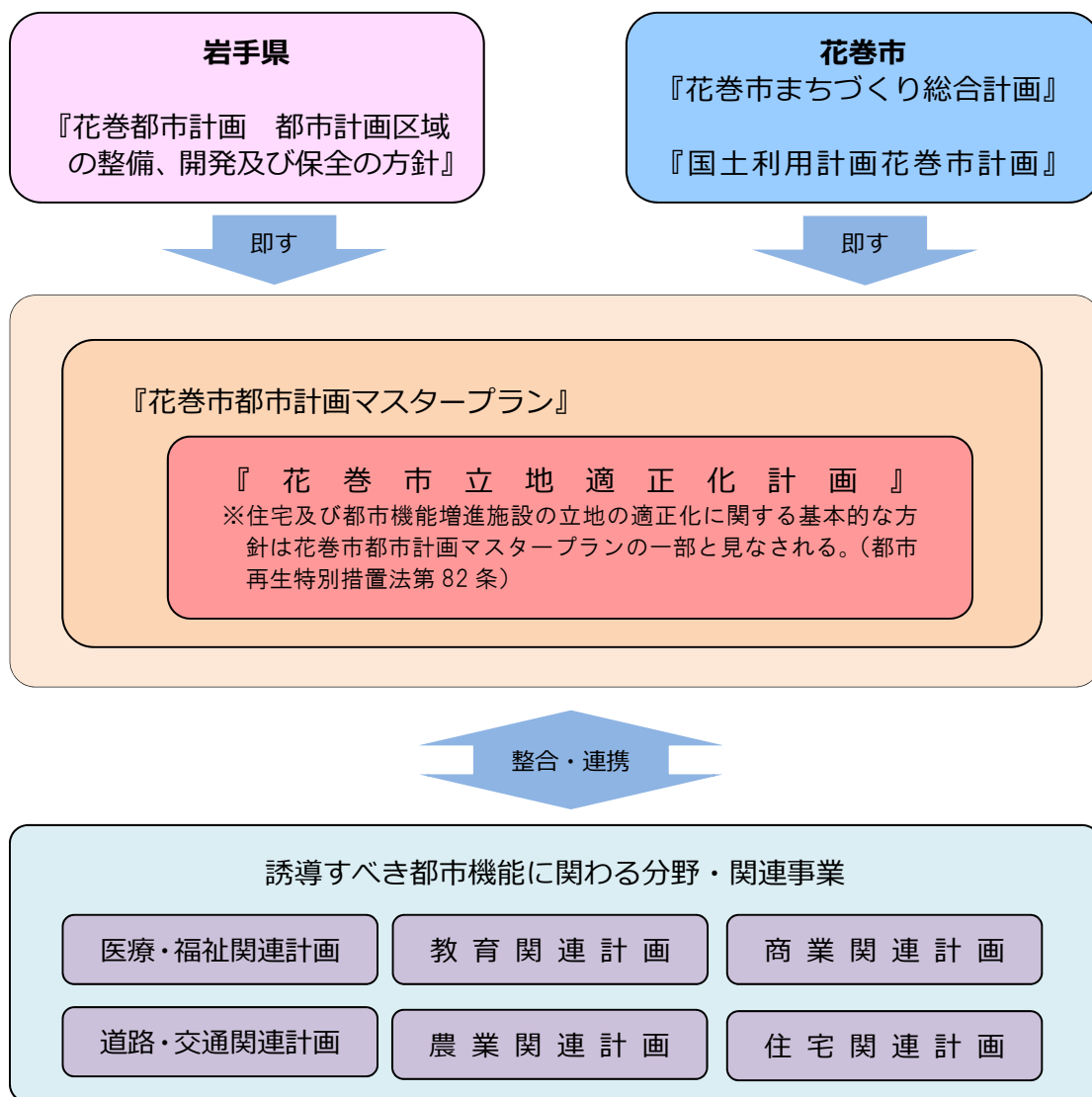
このような状況から、従来からの都市機能や生活サービスの提供の維持・継続について将来困難になることが懸念され、そのため本市は、平成22年3月に花巻市都市計画マスタープランを策定し、効率的で利便性の高い暮らしやすいコンパクトな都市づくりに取り組んできました。

一方、国が平成26年に都市再生特別措置法を改正して創設した立地適正化計画制度は、高齢者にも健康・快適な生活を確保でき、子育て世代など若年層にも魅力的で、財政と経済の面で持続可能な都市経営を可能とする災害に強いまちづくりを進め、居住や都市機能を集約した複数の拠点公共交通でつなぐ、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』を推進するものであり、本市の目指すコンパクトな都市づくりを支援する制度です。

このような背景を踏まえ、公共交通による都市機能集積地の連携強化を行うコンパクトシティ・プラス・ネットワークの都市構造を構築し、既成市街地の人口密度を保ちつつ、誰もが安心でき健康で快適に暮らせる持続可能な都市の形成の実現に向けて具体的に推進するため「花巻市立地適正化計画」を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

立地適正化計画は、岩手県の「花巻都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」、「花巻市まちづくり総合計画」、「花巻市都市計画マスタープラン」及び関連する各種計画との調和が保たれる必要があります。また、法定事項が記載された立地適正化計画が法的手続きにより公表されると、花巻市都市計画マスタープランの一部とみなされます。



2. 計画の前提

(1) 計画対象区域

国の方針では、立地適正化計画の区域は、都市全体を見渡す観点から、原則として都市計画区域全域とすることが基本となります。本市においても、国の指針に基づき、都市計画区域の全域を立地適正化計画の対象とします（下図参照）。

図 計画対象区域



(2) 計画期間

立地適正化計画は、都市構造の再構築など、長期的なまちのありようを定めていく計画であり、計画期間を20年間の平成47年度までとします。

計画期間 平成28年度（2016年度） ～ 47年度（2035年度）

(3) 定めるべき事項

立地適正化計画は、区域を記載するほか、基本的な方針、その他必要な事項を記載することとなっており、各事項に係る上位計画・関連計画との調整及び整合を図り、現況把握などを考慮し策定するものです。

《定めるべき事項・都市再生特別措置法第81条第2項》

- 1) 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- 2) 都市の居住者の居住を誘導すべき区域（以下「居住誘導区域」という。）及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項
- 3) 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（以下「都市機能誘導区域」という。）及び当該都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下「誘導施設」という。）並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項
- 4) 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な次に掲げる事業等に関する事項
 - イ 誘導施設の整備に関する事業
 - ロ イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業、土地区画整理事業その他国土交通省令で定める事業
 - ハ イ又はロに掲げる事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業
- 5) 居住や都市機能誘導施設の立地を適正化するための施策又はその事業等の推進に関連して必要な事項
- 6) その他、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために必要な事項